

平成 18 年 5 月 2 日

各 位

会 社 名 兼松株式会社  
代 表 社 名 代表取締役社長 三輪 徳泰  
(コード番号 8020 東証・大証 各第一部)  
問 合 せ 先 広報室 渡部 佳津子  
(電話番号 03-5440-8000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の当社第 112 回定時株主総会に、下記の通り定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由（趣旨および目的）

(1) 変更案第 5 条（公告方法）

当社の公告の方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります。

(2) 「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い定款に定めることで可能となる事項等に関し、以下の変更を行うものであります。

① 変更案第 9 条（単元未満株式についての権利）

単元未満株主の権利を明確に規定することが認められたことに伴い、規定を新設するものであります。

② 変更案第 13 条（招集）

会社法で株主総会開催地の規定が廃止されたことにより、変更するものであります。

③ 変更案第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示することが認められたことに伴い、規定を新設するものであります。

④ 変更案第 20 条（任期）

取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる機動性のある経営体制を構築すること、また剰余金の配当等を取締役会で決められるようにするため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものであります。

⑤ 変更案第 24 条（取締役会の決議の省略）

取締役会における書面決議が認められたことに伴い、規定を新設するものであります。

⑥ 変更案第 26 条（取締役の責任免除）第 2 項・同第 32 条（監査役の責任免除）第 2 項

社外取締役および社外監査役にふさわしい優秀な人材の招聘を容易にするため、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするものであります。なお、社外取締役との間の責任限定契約に関する規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

⑦ 変更案第 34 条（剰余金の配当等の決定機関）

取締役の任期を 1 年とする定款規定を置くことにより、剰余金の配当等、会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項の決定に係わる権限を取締役に委譲する旨、並びに当該事項に関する内容を株主総会の決議によっては定めないものとする旨の規定を設けることが認められたため、新設するものであります。

⑧ 変更案第 35 条（剰余金の配当の基準日）

剰余金の配当の基準日と中間配当に関する規定をとりまとめたものであります。  
（現行定款第 32 条削除）

(3) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)の施行に合わせ、会社法の条文や文言に合わせるなど、次の通り所要の変更を行うものであります。

① 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)に基づき、会社法施行とともに、定款に定めがあるとみなされる事項につき規定を新設するものであります。

変更案第 4 条(機関)：取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を設置する旨。

変更案第 7 条(株券の発行)：株券を発行する旨。

変更案第 11 条(株主名簿管理人)：株主名簿管理人を置く旨。

② 定時株主総会の基準日に関する規定を新設するものであります。(現行定款第 9 条削除、変更案第 14 条新設)

③ その他、引用条文および用語の変更等所要の手当てを加えるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は添付のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 28 日(水曜日)

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 28 日(水曜日)

以 上

&lt;定款変更の内容&gt;

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第4条 (公告) 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して<u>これを行なう</u>。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株 式</b></p> <p>第5条 (株式の総数) 当社の発行する株式の総数は、1,016,653,604株とする。</p> <p>第6条 (自己株式の取得) 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる</u>。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第7条 (1単元の株式数および単元未満株券の不発行) 当社の<u>1単元の株式の数</u>は1,000株とする。 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という)に係る株券を発行しない</u>。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>次の機関を置く</u>。 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (公告方法) 当社の公告<u>方法</u>は、<u>電子公告とする</u>。ただし、<u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う</u>。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株 式</b></p> <p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、1,016,653,604株とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第7条 (株券の発行) 当社は、株式に係る株券を<u>発行する</u>。</p> <p>第8条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 当社の<u>単元株式数</u>は、1,000株とする。 2 当社は、<u>当社定款第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない</u>。ただし、<u>株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない</u>。</p>

(新 設)

第8条 (単元未満株式の買増し)  
当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

第9条 (基準日)  
当社は毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において、権利を行使すべき株主とする。  
前項、その他定款に別段の定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ、臨時に基準日を定めることができる。

第10条 (名義書換代理人)  
当社は、取締役会の定めるところにより、株式に関する事項の処理のため、名義書換代理人を置く。  
当社の株主名簿および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

第9条 (単元未満株式についての権利)  
当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  
1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利  
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利  
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利  
4. 当社定款第10条に定める請求をする権利

第10条 (単元未満株式の買増し)  
当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(削 除)

第11条 (株主名簿管理人)  
当社は、株主名簿管理人を置く。  
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。  
3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第11条 (株式取扱規則)  
当社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

第12条 (株主総会開催の場所と時期)  
定時株主総会は、毎年6月に本店、大阪支店の所在地または東京都区内においてこれを招集する。  
臨時株主総会は、必要ある場合に随時前項の場所においてこれを招集する。

(新 設)

第13条 (株主総会の議長)  
株主総会の議長は取締役社長がこれに当たる。  
取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

(新 設)

第14条 (議決権の代理行使)  
株主は、株主総会において議決権を有する他の株主に委任し、その議決権を行使することができる。

第12条 (株式取扱規則)  
当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

第13条 (招集)  
当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第14条 (定時株主総会の基準日)  
当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第15条 (招集権者および議長)  
株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。  
2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)  
当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(削 除)

第15条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数でこれを行なう。商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行なう。

(新 設)

第4章 取締役および取締役会

第16条 (取締役の選任)

取締役の選任決議には、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。  
取締役の選任決議は累積投票によらない。

第17条 (取締役の任期)

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。  
ただし任期満了前に退任した取締役の補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第18条 (代表取締役および役付取締役)

取締役会は、その決議をもって会社を代表する取締役若干名を定める。  
取締役会は、その決議をもって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。

第17条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。  
2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。  
2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第19条 (選任方法)

取締役は、株主総会において選任する。  
2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  
3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第20条 (任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第21条 (代表取締役および役付取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。  
2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第19条 (取締役会の招集)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。

取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。

第20条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対して発しなければならない。

取締役および監査役全員の同意あるときは、前項の手続きを経ずにこれを開くことができる。

(新 設)

第21条 (取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の3分の2以上の同意をもって行なう。

第22条 (取締役会の付議事項)

取締役会においては、特に法令の定める事項のほか会社の業務に関する重要事項を付議するものとする。

(新 設)

第23条 (取締役の責任免除)

当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の責任につき、法令の定めるところに従い取締役会の決議をもって、これを免除することができる。

第22条 (取締役会の招集権者および議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第23条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第24条 (取締役会の決議の省略)

当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(削 除)

(削 除)

第25条 (取締役会規則)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第26条 (取締役の責任免除)

当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

(新 設)

## 第5章 監査役および監査役会

### 第24条 (監査役の選任)

監査役の選任決議には、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。

### 第25条 (監査役の任期)

監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

### 第26条 (常勤の監査役)

監査役は互選をもって常勤の監査役を定める。

### 第27条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発しななければならない。

監査役全員の同意あるときは、前項の手続きを経ずにこれを開くことができる。

### 第28条 (監査役会の決議方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数の同意をもって行なう。

(新 設)

- 2 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度まで責任を限定する旨の契約を締結することができる。

## 第5章 監査役および監査役会

### 第27条 (選任方法)

監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### 第28条 (任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### 第29条 (常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### 第30条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(削 除)

### 第31条 (監査役会規則)

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。



第29条 (監査役の責任免除)

当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の責任につき、法令の定めるところに従い取締役会の決議をもって、これを免除することができる。

(新 設)

第6章 計 算

第30条 (営業年度および決算)

当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、毎年3月31日に決算を行なう。

(新 設)

第31条 (利益配当)

当社は定時株主総会の承認を得て、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に、利益配当金を支払う。

第32条 (中間配当)

当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当として金銭の分配を行なうことができる。

第33条 (利益配当金などの除斥期間)

利益配当金、中間配当金がその支払開始の日から満3年を経過しても、なお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

第32条 (監査役の責任免除)

当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度まで責任を限定する旨の契約を締結することができる。

第6章 計 算

第33条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第34条 (剰余金の配当等の決定機関)

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

第35条 (剰余金の配当の基準日)

- 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(削 除)

第36条 (配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。